

第 6 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成25年11月 1 日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成25年11月1日(金曜日)

午前10時2分開議

午前10時55分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①水銀に関する水俣条約外交会議について（結果概要）
- ②株式会社エコアッシュプラント建設及び上田陶石合資会社採石場防災事業計画問題について
- ③馬刺しの産地等の表示違反について
- ④2019女子世界ハンドボール選手権大会の開催国決定について
- ⑤荒瀬ダム撤去について

出席委員（7人）

委員 長 浦 田 祐三子
 副委員 長 東 充 美
 委 員 西 岡 勝 成
 委 員 井 手 順 雄
 委 員 小早川 宗 弘
 委 員 森 浩 二
 委 員 磯 田 毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一
 政策審議監 末 廣 正 男
 環境局長 村 山 栄 一
 県民生活局長 佐 藤 祐 治
 首席審議員兼
 環境政策課長 宮 尾 千加子
 水俣病保健課長 田 中 義 人

水俣病審査課長 中 山 広 海
 環境立県推進課長 福 田 充
 環境保全課長 松 田 隆 至
 自然保護課長 江 上 憲 二
 廃棄物対策課長 坂 本 孝 広
 首席審議員兼
 公共関与推進課長 中 島 克 彦
 くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜
 消費生活課長 杉 山 哲 恵
 男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次
 人権同和政策課長 中 富 恭 男
 商工観光労働部
 部長 真 崎 伸 一
 政策審議監兼
 商工政策課長 出 田 貴 康
 商工労働局長 森 永 政 英
 観光経済交流局長 松 岡 岩 夫
 商工振興金融課長 伊 藤 英 典
 労働雇用課長 下 村 弘 之
 産業人材育成課長 古 森 美津代
 産業支援課長 奥 蘭 惣 幸
 エネルギー政策課長 山 下 慶一郎
 企業立地課長 寺 野 慎 吾
 首席審議員兼
 観光課長 渡 辺 純 一
 国際課長 磯 田 淳
 くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴
 企業局
 局長 河 野 靖
 総括審議員兼次長兼
 総務経営課長 古 里 政 信
 工務課長 福 原 俊 明
 労働委員会事務局
 局長 西 岡 由 典
 審査調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守
政務調査課主幹 桑 原 博 史

午前10時2分開議

○浦田祐三子委員長 それでは、ただいまから第6回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日は、用意しております議事の前に、環境生活部長から1件、報告の申し出がありましたので、これを認めることとしました。

○谷崎環境生活部長 今委員長のほうからお話がありましたので、お許しをいただいて御挨拶をさせていただきます。

本日の議題にはございませんけれども、マスコミ報道等で、水俣病の認定申請を棄却され、不服審査を請求していた水俣市の男性につきまして、国の公害健康被害補償不服審査会いわゆる審査庁が本県の棄却処分を取り消し、男性について水俣病と認定することが相当とする判決を出すとの報道がなされております。

審査庁に確認をいたしましたところ、その判決書につきましては、本日こちらに送達されることとありますが、現時点ではまだ届いておりません。

したがって、この場での詳細な御報告はできませんけれども、その判決書が届き次第、県としての対応も検討いたしまして、皆様方に詳細を含めて、御説明、に御報告をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、議事次第第2、報告事項に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から3件、商工観光労働部から1件、企業局から1件っております。

まず、説明を全て受けた後に、質疑を受け

たいと思っております。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いいたします。

また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、報告事項1につきまして説明をお願いいたします。

○宮尾環境政策課長 環境政策課でございます。お世話になります。

環境生活部報告資料の1ページをお願いいたします。

先月上旬に行われました水銀に関する水俣条約外交会議についての御報告でございます。

まず、全体概要についてでございますが、水俣条約外交会議及びその準備会合が、10月7日から11日の日程で、熊本市及び水俣市におきまして、60カ国以上の閣僚級を含む139カ国・地域の政府、国際機関などの関係者約1,000人以上が出席して開催されました。それぞれの場面で、議長、委員長、副委員長、また、地元水俣・芦北、八代、天草の県議各位には、御参加いただきまして、お世話になりました。

県では、地元推進組織をつくっております。水俣条約外交会議熊本県推進協議会というものでございますが、これを中心に、会議の円滑な運営支援や参加者の方々へのおもてなし、水俣病等に関する情報発信を行いました。本県の認知度アップに加え、水俣病のような悲劇を二度と起こしてはならないという教訓の発信を国内外に努めたところでございます。

さらに、水俣における開会記念式典におきまして、蒲島知事から、水銀を使用しない社会を目指す水銀フリー宣言を行いました。

2番目の本県の取り組み内容でございます。

139カ国、1,000人以上の参加者に対する宿

泊や輸送の支援に加えまして、セキュリティの厳しい会議であったために、県警等に御協力いただきまして、警備、交通規制等を行い、円滑な運営と安全を確保できました。

(2)の情報発信でございますが、台風の影響も懸念されましたけれども、水俣へは120カ国600人の方々に来ていただきました。直接、水俣病患者さん方の話を聞いていただき、慰霊碑に花を手向けていただき、また、代表の方々に記念植樹をしていただきました。水俣、熊本両方の会場で、希望される被害者団体等には情報発信もやっていただきました。

(3)のおもてなしでございます。

水俣市民との交流を初め、ホテル内や空港、駅、町なかにデスク等を設置いたしまして、案内やお尋ね等に対応いたしました。また、市民手づくりのお土産や手を振ってのお見送りなど、おもてなしの心で参加者を歓迎いたしました。子供たち初め、語学ボランティアなど、延べ2,400人に御協力いただきまして、熊本のきめ細やかなおもてなしはすばらしかったという、UNEP初めたくさんの方々からお話をいただきました。

3番の水銀フリー宣言でございます。

蒲島知事は、開会記念式典におきまして、水俣病の教訓を述べるとともに、水銀を使用しない社会の実現を目指していく水銀フリー熊本宣言を行いました。

2ページ目から写真でございます。さっと流させていただきます。

2ページ、3ページ、4ページは、エコパーク水俣でのものがございます。2ページの折り鶴等につきましては、参加者の方々にも折っていただき、御協力をいただきました。

5ページは、水俣病資料館のものでございます。

6ページ、7ページは、開会記念式典のものでございます。

9ページは、主会場であります日航ホテル

の会場の様子ですとか、ハワイエの様子でございます。

11ページ、12ページは、熊本城奉行丸におけるレセプションの様子でございます。

13ページ、14ページは、外交会議を支えてくださったボランティア等の様子でございます。

14ページは、会議場での情報発信の一コマでございます。

以上、簡単ですが、御報告させていただきます。

○浦田祐三子委員長 次に、報告事項2について説明をお願いします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

株式会社エコアッシュプラント建設及び上田陶石合資会社採石場防災事業計画問題につきまして御報告をさせていただきます。

この問題につきましては、さきの常任委員会で請願を採択いただいております。

主な請願の内容でございますけれども、経緯のところの1行目から触れさせていただいておりますが、九州電力株式会社及び株式会社エコアッシュに盛り土剤の安全性について十分な説明責任を果たさせること並びに県において盛り土剤の安全性を確認すること、3番目に、上田陶石合資会社に採石場防災事業の必要性について十分な説明責任を果たさせることを趣旨とする請願でございました。

今回の報告につきましては、それ以降にどのようなことをやってきたかという動きにつきまして簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、10月3日の日に、施工箇所――下の表に書いておりますが、4カ所から、JIS基準に基づきまして盛り土剤の検体を採取させていただいております。同日付で、県の健康環境科学研究所へ分析を依頼してござい

す。8日の日ですが、上田陶石合資会社に対しまして、早期に防災事業の詳細を明らかにするとともに、説明責任を果たすように産業支援課のほうから依頼を行っております。18日に、エコアッシュを訪問させていただきました、説明責任を果たすように私ども廃棄物対策課のほうから依頼を行っております。

それと、21日の日に、県からの産業廃棄物の処理施設設置に係る意見照会に対しまして天草市から意見書提出が行われております。

その主な内容ですが、まず、住民の不安を払拭するように説明を十分に果たしてもらいたいとか、製品の安全性について十分説明を果たしていただきたいとか、それとまた、搬送上大型トラックを使うこともありまして、路側帯の路側部分が壊れたりすることも損壊を来すことも考えられるので、そのときの修理及び維持管理に努めていただきたいとか、狭い道なので交通安全の防止に十分努めていただきたい等々の御要望がっております。

また、直接はプラント建設とは関係はないんですが、それを事業主体として上田陶石のほうで使用することもありますので、上田陶石のほうには整備事業の必要性を十分に説明していただきたい、できるだけ早く早期に事業計画を詰めて、事業計画の必要性について十分説明していただきたい旨の意見書が提出されております。

次が25日でございますけれども、10月3日に採取いたしました検体の分析結果が判明しております。それにつきまして、2番目のところに記載をさせていただいております。

分析結果でございます。

4カ所と言いましたが、今回問題になっております高浜プラントの予定地並びに約8年ぐらい前に、このエコアッシュのアッシュクリートを認めた時点で、エコアッシュさんが盛り土の実験プラントをつくっております。それで、8年ぐらい経過したところをとるという意味で、エコアッシュ内の盛り土実証プ

ラントを採取させていただきました。

次が、苓北町の自治体管理地で団地造成を行っておりますけれども、平成20年に施工した地点からも採取をさせていただいております。

民有地が、21年に施工されたところからとりまして、少し経年変化を見たほうがいいだろうということで、4カ所採取をさせていただいております。

採取の方法は、直径10センチぐらいで、道路工事を行ったときに、どれだけコンクリート圧があるかということでコア抜きをしますが、それと同じやり方をしまして、大体コアを抜きまして、それで水の中について一定の攪拌を行いまして、どれだけそれから重金属が湧出するかという試験を行っております。

その表の一番右側に土壤環境基準というのがございますが、これ以下であれば国の基準は満たすということになります。4カ所につきまして、全てこの土壤環境基準内ということで、製品上は国が定めた基準以下だということで、一定の安全性は認められるのではないかなということがここでお示しできるのかなと思います。

今後でございますけれども、先ほど御説明させていただきました、天草町からの意見書をエコアッシュ並びに上田陶石のほうともいろいろ調整をさせていただきながら、最終的には、住民の方々に対しまして、エコアッシュ並びに上田陶石、さらには、九州電力等々の関係者の方々から十分に説明責任を果たしていただくように、こちらのほうからも働きかけていきたいと思っておりますし、分析結果につきましても、県のほうから住民の方々にも御説明をしたいと思っております。ただし、これは基準が超過しなかったから全て終わりということではなくて、今後きちんとした形で推移は見守ってまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 次に、報告事項3について説明をお願いします。

○石崎くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料の16ページをお願いします。

今回の馬刺の虚偽表示につきましては、当課と消費生活課で対応しておりますので、代表しまして、くらしの安全推進課から御報告いたします。

今回は、熊本の食文化である馬刺について偽装表示事案が発生し、適正な食品表示を所管する課長としまして極めて残念であり、当課は監督指導を担当する部署ではありますが、くまもとブランドへのダメージを最小限にとどめることも重要と考えております。

それでは、経緯から説明させていただきます。

嘉島町の馬肉加工・卸販売業者寿光食品の偽装事案につきましては、10月15日に警察本部のほうから情報を入手し、内容的に当課と消費生活課、健康危機管理課にも関係する可能性があるということから、関係各課で調査手法を検討しておりましたところ、18日に同社の社長が当課に来所し、カナダで解体し輸入した馬肉を熊本で肥育したと偽り、卸売業者に販売したという説明をいたしました。

概要は、図面で御説明します。

今回の事案は、カナダ国内で解体した馬肉を輸入して卸売業者に販売する際、本来は原産地カナダとのみ記載すべきところ、最終肥育地熊本県と追加記載したものです。最終肥育地熊本県と記載するためには、下の図のように生体で輸入し県内で肥育しなければならないものです。

JAS法や景品表示法の観点から説明しますと、2の(1)のとおり、JAS法では、名称と原産地は義務表示であり、必ず記載しなければなりません、最終肥育地は任意表示

となっております。

しかしながら、任意表示とはいえ、最終肥育地を偽って販売した場合は、JAS法及び景品表示法の禁止事項である優良誤認、つまり実際のものより著しく優良であると誤認させる表示に抵触する可能性があるかと判断いたしました。

このため、立入調査が必要と判断し、21日に、当課と景品表示法を所管する消費生活課の合同で寿光食品に立ち入りを行い、仕入れ伝票や販売伝票類など段ボール58箱分の書類の提出を受けたところです。

今後の対応につきましては、17ページをごらんください。

今後、任意提出を受けた書類の精査と取引先の調査などを徹底し、法に抵触するか検討することとしております。今後違法性が立証できれば、図のような改善指示などの行政指導を行うこととなります。

措置の流れについて御説明しますと、違法性が認められれば、まず、行政指導として口頭指導や文書指導が考えられますが、過失による一時的なものではなく、常習性や故意が認められるような悪質な場合は、改善指示となり、事業者名などを公表するということとなります。指示に従わない場合、JAS法では、行政処分として改善命令を発し、それにも従わない場合は、罰則が適用され、法人は1億円以下の罰金となります。景品表示法では、改善指示に従わない場合、消費者庁に措置を要請し、最終的には罰則が適用され、法人は3億円以下の罰金となります。

今後は、(2)に記載しているとおり、当課としましては、啓発と指導を車の両輪として適正表示を推進してまいりたいと考えております。

具体的には、これまで組合加入者を対象に行ってきました講習会に組合未加入者も取り込み、業界全体の適正表示に努めるとともに、随時実施しております巡回調査、指導に

において馬刺を重点的に調査したいと考えております。

なお、くまもとブランドの維持の観点では、今後、県庁内関係各課はもとより、関係業界、団体とも連携を強化し、業界全体の適正表示とモラルの向上に努めていきたいと考えております。

くらしの安全推進課からの報告は以上です。

○浦田祐三子委員長 次に、報告事項4について説明をお願いします。

○渡辺観光課長 観光課の渡辺でございます。

2019女子世界ハンドボール選手権大会の開催が決定いたしましたので、御報告いたします。

資料といたしましては、お手元に配付してございます報告事項の1枚紙、2019女子世界ハンドボール選手権大会の開催国決定についてという資料に基づきまして、御説明いたしたいと思います。

10月28日に、カタールのドーハにおいて開催されました国際ハンドボール連盟の理事会におきまして、日本ハンドボール協会の渡辺会長、橋本副会長、本県の小野副知事ほかがプレゼンテーションを行いました。1997年の男子大会を成功させた実績や熊本県民の熱意をアピールいたしまして高い評価を受け、開催国が日本・熊本に決定されました。

開催に向けた今後の取り組みにつきましては、日本ハンドボール協会、熊本県ハンドボール協会、熊本市等とともに、運営組織、大会内容、予算及び負担割合などの検討を行ってまいりたいと考えております。

また、参考資料といたしまして、今回のプレゼンテーションに同行されました熊本日日新聞社の掲載記事を添付いたしております。

委員の皆様には、引き続き、御協力、御支

援をよろしくお願いいたします。

観光課からは報告は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 次に、報告事項5について説明をお願いします。

○古里企業局次長 それでは、資料をお願いいたします。

荒瀬ダムの撤去に関する御報告でございます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。

1は、9月11日に実施しました制御発破の状況でございます。

この件につきましては、前回御報告をしておりますが、改めて、その後の状況について御報告をさせていただきます。

県道側の門柱を試験施工としまして制御発破を行ったものでございます。写真のとおり、コンクリート片が40メートルほど飛散するような状況でございました。

しかし、(2)の2つ目のポツでございますが、さらに右の表の調査結果表を見ていただきたいと思っております。

騒音、振動等は、表の①から⑤までの地点で測定しましたが、いずれも規制値内でした。

2ページをお願いしたいと思います。

この結果を踏まえまして、さらに試験を行ったところでございます。

(3)の試験及び結果でございます。

3つの試験を実施しております。上から順に、①の強度試験、②の骨材分離試験、③で、同じ門柱のコンクリートブロックを別の場所に運び、火薬量を変えて実験をいたしました。

①では、コンクリート圧縮強度に加えまして、引っ張り強度で基準内の数値を確認することができました。

次に、②の骨材分離では、衝撃により、骨

材として使われる玉石——川砂利でございますが、分離しやすいという性質を確認しました。

③の門柱上部のコンクリートブロックを用いた発破試験では、火薬量を調整しながら行いましたが、コンクリート片が飛散することなく、下の写真のとおり制御発破の効果を確かめられたところでございます。

この試験結果の(4)考察と今後の予定でございます。

枠の中にまとめておりますとおり、コンクリートの強度に問題はございませんでしたが、骨材や使っております鉄筋の関係で、発破衝撃では分離しやすいことが確認できました。

そのため、今後も門柱部分を切り出したコンクリートの塊を試験的に発破するなど、火薬量や火薬を入れる穴の数、こういうものなどの施工を検討し、火薬の専門家や、荒瀬ダムの撤去に関しましては、その工事に関して専門的分野から御意見をいただいておりますフォローアップ専門委員会等の御意見をお伺いしながら、工事に反映させていきたいというふうに考えております。

3ページをお願いいたします。

2の今後の工事予定でございます。

まず、①のところでございますが、水位低下装置の2基目を施工いたします。

水位低下ゲートをダム上流に設置し、下流から掘削する予定でございましたが、ダム上流の水位が低下し、上流部分が陸上化いたしました。そのため、重機で直接開削が可能となっております。

このため、河川管理者などの関係者の皆様やフォローアップ専門委員会の方々にも相談いたしまして、陸上化している上流側からゲートをつけることなく開削することとしております。途中まで施工しておりますので、あと1.7メートルのコンクリートの壁を残すだけというような状況でございます。

次に、②でございますが、現在右岸側を流れておりますダム上流の流れを河川中央部に切りかえ、さらに、③でございますが、ダム上流、下流の河川内に施工ヤードを確保いたします。

その上で、④でございますが、コンクリートの破砕殻を施工ヤードの中に落とすことができるよう、飛散をコントロールしながら制御発破を行いたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○磯田毅委員 馬刺の産地の表示違反についてお尋ねしますけれども、カナダから輸入された生きてる馬というのが熊本県で肥育された場合の大体期限、何日県内で肥育すると、県産——原産地表示も含めて、そういった表示ができるのかは、どれぐらいか期日はありますか。

○石崎くらしの安全推進課長 お答えいたします。

JAS法によりましては、肥育地に何日以上というような規定はございません。あくまで最終肥育地が熊本であれば、最終肥育地熊本という記載ができます。ただ、業界のほうでは、自主的に、4カ月以上肥育した場合は、熊本馬刺という名称を使うということを経界の自主的な基準として設けられていると伺っております。

○磯田毅委員 じゃあ法律的には、例えば1日県内で肥育した場合、業界では4カ月としてありますけれども、これは法的にはちょっと何か問題があると、国に対してそういう表示を変えていく必要があると私は思いますけ

れども、いかがですか。

○石崎くらしの安全推進課長 その件につきましては、今後検討する必要があると私も考えております。

○井手順雄委員 関連でいいですか。

1日でも法的には問題ないようなことに今受けましたけれども、この馬刺以外にも、例えば水産物だったら、アサリ貝とか、ハマグリだとか、ほかにも農産物だったらいろんなものがあると思います。それは全て――蓄養じゃないけれども、熊本に持ってきて何カ月か置いとけば熊本県産ということを出せるというのは、全てのそういった品物については適用できる、同じなんですかね。

○石崎くらしの安全推進課長 現在、原産地を熊本にするかしないかということにつきましては、長いもののルールというものがございまして、熊本で蓄養した期間が原産地国よりも長い場合には、熊本県を原産地とすることができます。そういう規定になっております。

○井手順雄委員 じゃあ、もう一回確認ですが、今回は馬刺なんですけど、ほかの品物についても、4カ月とか、種類種類でその期間が違うのか、それとも、各関係業者というか関係団体の取り決めがあって、面々に違うのか、その辺の状況はどぎゃんですか。

○石崎くらしの安全推進課長 私のほうで把握しておりますのは、馬刺につきましては、業界でその基準を設けていらっしゃいますけれども、その他のものにつきましては、国の基準であります長いもののルールということで、より長い期間を飼育したものを原産地とするということになっていると考えております。

○井手順雄委員 長いもののルールというのが、ちょっと意味がわからぬですけれども、例えば牛なんか、2年も3年もカナダにおいて、牛としては別なものたいな。熊本に持ってきて、原産で2年たったから、こっちは2年と1日せぬと熊本県産にならぬというような感覚ですか。

○石崎くらしの安全推進課長 先生言われたとおりでございます。あくまで長い期間飼育していたところが原産地になるということでございます。

○井手順雄委員 そこは、ちょっと明確に――そういった、今テレビでもホテルの産地表示なんてあっています。そういった意味じゃ、そういうアバウトな表示じゃなしに、ぴしゃっと国と相談して、どのくらい置いとかなんとかいうのを明確にするべきでしょうね、この際。そこは要望します。

それと、今回馬刺の件でありましたけれども、熊本県で、国外のやつをこういうふうにかけてきて大体年間どのくらいのトン数を輸入しているんですか。わかりますか。

○石崎くらしの安全推進課長 馬刺の販売量や全国的なシェアということではいきますと、熊本県内で屠畜、解体しました頭数は、平成23年度が5,059頭というふう聞いております。

ちなみに、輸入馬刺については、全て馬刺に回るわけではありませんけれども、農林水産省の平成24年の農林水産物輸出入概況によれば、4,436トン輸入馬肉がありまして、輸入先は、カナダが1,700トン、メキシコが739トン、アルゼンチンが545トンという順序になっているという資料がございます。

○井手順雄委員 熊本県は、馬刺の産地とい

うか、有名でありますけれども、熊本県で出荷している馬刺のうち外国産というのは何パーセントぐらいなんですか。国産がこのくらいで外国産がこのくらいですよというのはわかりますか。アバウトでいいです。

○石崎くらしの安全推進課長 少々お待ちください。

○磯田毅委員 ちょっとよかですか。原産地と最終肥育地というのが混乱するような言葉ですもんね……（井手順雄委員「そうですもんね」と呼ぶ）これはおかしいと思いますね。

○佐藤県民生活局長 済みません。補足でよろしいですか、その点だけにつきました。

やはり馬刺という独特の、これ表示だと思います。ほかのいわゆる原産地と最終肥育地というのは余り見当たらず、馬刺につきましたは、やはり3カ月、4カ月、5カ月ですか、肥育すれば、非常に肥育農家の技術が高くて、また、飼料等もいいのをすることで、非常に肉質が上がるということで、熊本名産といいますか、熊本の馬刺として出す価値があるということで業界のほうもやっておりますし、我々もそれ自体が問題ではないと思っております。

ただ、何度も言いますように、普通は原産地を記載するだけでございまして、長いほうを書くだけです。ただ、馬刺は特有で、先ほども言いましたように、肥育地を書くということで、価値が非常に高いものですから、肥育したほうが、ということで、わざわざ肥育地を書いて、そこは業界の中では4カ月程度ということを決めてやっているというふうなのが今の実情でございまして、ですから、ほとんどが——いわゆる本当に熊本で生まれた馬刺というのは、もう本当に100頭ぐらいだそうございまして、いわゆるカナダから来

て、こちらで熊本肥育とするのは、やっぱり5,000頭、6,000頭あるというふう聞いております。

○井手順雄委員 熊本馬刺に関しては、そういった特例みたいな措置でやっているというならば、ほかの輸入品に対しては、大変——悪いと言うとおかしいな、不適正じゃないけれども、ほかの品物は何で熊本県産とできぬとかと、そういった形になると思うんですね。馬刺に関してだけは、そういった特例法的なことでやっていますと。それは、熊本県の一番売れ筋であろうし、また、熊本県産というのが今有名になっているから、そういったものをしとると思うんですが、ほかにも輸入品でそういった格好で出荷しているやつもいっぱいあるんですよ。

その辺に関してもやっぱり整合性というのを持たせぬと、それこそ食品偽装という疑惑が出てきやせぬかなということも考えられるんじゃないかなと思うけれども、その辺はどうですか。

○佐藤県民生活局長 馬刺につきましたも、先ほども言いましたように、原産地カナダ、最終肥育地熊本につきましたは、業界の中でございますけれども、熊本産馬刺とは書かないという形になっております。だから、熊本馬刺という形。だから、産をやはり使うとき、それはやっぱりなかなかそのところは難しゅうございまして、熊本名物とか熊本とか書けば一番問題はないんでしょうけれども、やっぱり熊本馬刺ということで、先ほども言いましたように、非常に価値があると我々も思っておりますし、ブランドでございまして、できるだけブランドを守るという形からすると、そういう表示が今のところ適当なのかなというふうには考えているところでございます。

○井手順雄委員 今回寿光さんでやったんですけれども、5,500頭も輸入しとけば、ほかにもこういったことをしよるような業者さんがおるかもしれない。これを機に、もう一回、この辺は熊本県のやっぱり一番の売りですから、もうちょっとこの辺を明確にしておくて、やっぱり安心、安全な馬刺を熊本県の業者の皆さんが売っていくような指導、この辺が必要かというふうに思いますので、その辺は、全てのそういった業者さんに、立入検査するなり、聞き取り調査するなり、そういうのをやっていただきたいという要望で終わります。

○西岡勝成委員 私も関連で。

馬ばかりじゃなくて、水産物も、アサリにしても——今トラフグあたりも、中国から結構来るんですよ、養殖ものが。蓄養というんですけれども、何カ月かこっちに持ってきて、何カ月したら日本産になるのか、それは明確じゃないですよ。多分アサリにしても、何年生きたものが何カ月置いとって熊本産になるのか、そういう基準があいまいだと思いますよ。この辺は非常に難しい面もあると思いますけれども、何カ月以上というのは、どこで判断するのか。

ただ、輸入品として、原産地中国、そして生産地——何というのかな、は熊本というような、やっぱり両方の分け方をしてやらないとわからないですよ、魚も。非常に難しいと思いますけど、やっぱり神経質にならないかぬ部分もあるんですよ。何食べさせとるかかわからぬ部分もありますから、餌として。

その辺は、いろいろ食品もグローバル化してから難しいとは思いますが、主なものについて、やっぱりそういう調査をしとかなないと、こういう問題はいっぱい出てくると思いますが、どうですかね。

○石崎くらしの安全推進課長 先ほど、井手

先生のほうから質問がありました、外国で屠畜された県内の馬刺の輸入量ということでございましたけれども、調べましたけれども、申しわけございませんが、私のほうでは把握しておりません。北海道産とか青森産、国内の馬も県内に出回っているというのが実情でございます。

それと、井手先生が先ほど言われた、各業界全てに対する指導を強化すべきであるということは、当課としましても非常に重要であると考えております。

今後、11月末から、馬刺を取り扱っている業者、県下で約4,000社ほど把握しておりますけれども、その中で、特に今回の寿光食品さんのように調理加工までするような業者、これが約1,000社ほどございますので、そこを重点にしまして、県下4カ所の広域本部単位で講習会を行いまして、適正な食品表示について再度意識の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど西岡先生言われましたアサリの関係等も含めまして、食品全般についての適正表示あるいは基準の明確化、そういったことにつきましても、今後、引き続き、随時巡回調査などを行っております、そういう際に指導をしていきたいというふうに考えております。

なかなか、外国産で外国で何年したのかというのを、その証明書を出していただく国の場合は、何カ月外国で肥育されているというのがわかりますけれども、JAS法では、そういった書類の提出義務という、完全に義務化がないというような状況もありまして、処分されていたらわからないというような状況もございまして、外国でどれだけ養われたのかというのがはっきりしないというところも大きな問題点はあるかと考えております。そういったところは、法の問題ということで、当課としましても考えているというのが実情でございます。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありますか。

○西岡勝成委員 ほかのことでいいですか。

エコアッシュの件で分析結果をこうやっていただけて、一安心はしているんですけども、300万トンという話もあっておりますので、この量の問題がどうなるのかということとは非常に気がかりの部分もあります。

それと、もう一つは、九電さんが基本的には排出者ですよ。九電さんがどういう考え方を持っておられるのかということも、ぜひ早目に住民の人たちに3者そろって説明会をしてほしいと思います。

私たちも科学的なことは余りわからないんですけども、仮に石炭に水銀が入っていても、火電で燃やす段階で水銀が蒸発する、蒸発したやつはちゃんと回収するようなシステムになっているという話を聞いたんですけども、例えばPM2.5なんていうのは、石炭を燃やして蒸発したやつがそのままこっちに来るんじゃないかと。それは一般家庭で燃やしたやつはちゃんと回収するわけですから、そういう心配もないわけでもないし、そういう科学的なものが——PM2.5も同じ石炭なものですから、そういうのはどうなっているのかということ。

3つ、要するに九電がどうなっているのかということと、量の問題と、そのPM2.5との関連。

○坂本廃棄物対策課長 まず、量の問題ですが、300万トンというのは、今その数字だけが歩き回っておりますけれども、まだ事業内容が固まっております。今、産業支援課のほうで、その必要性等については、十分——まだ事業体のほうがどういう事業をやるというところまで詰めの作業が終わっておりませんので、その作業を見つつ、きちんと両課で

連携しながら対応してまいりたいというふうに思います。300万トンというのは、ひとり歩きし過ぎているのではないかなという思いがあります。

2点目でございます。

九電の状況ですけれども、九電につきましては、随時、例えば排水並びに焼却灰を大気にどれだけ出しているとか、焼却灰そのものの分析は常日ごろやられておまして、それは九電のホームページのほうにもずっと掲載をされております。その中では、私どもが示しておる基準以下を全部示している。

先ほど、先生のほうから水銀の問題が出ましたけれども、完全に煙突から出るまではクロージングになっておりますので、外に出ることはなくて、それは回収をされるという形になりますので、それはPM2.5みたいな形でいきなり出るということはないというふうに理解をいただけていいかなと思います。

それと、九電がどう考えているかということにつきましては、私どもで請願書を受けて、ここの委員会で御審議をいただきましたけれども、その前に九電さんのほうに出向きまして、住民の方からこういう御要望があった場合には十分説明をしていただきたいということ、私のほうから九電の副社長のほうにお話をさせていただきまして、快い返答をいただいております。

今後、天草市の意見書に対しまして、住民の方々の不安がその中に盛り込まれていると思いますので、地元天草市と連携しながら、どのような形で説明をやっていたほうがいいのかにつきまして協議してまいりたいと。できるだけ住民の方の不安をなくすように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 量の問題もあるんでしょうけれども、ひとつ早目にそういう3者で、県

も行かれて、住民の不安なりそういうものに対しての解消ができるような対応をぜひよろしく願いをいたしておきます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 1ページ、水銀に関する水俣条約外交会議の件ですけれども、皆さん方には、10月7日から11日まで大変お疲れさまでございました。

私も、式典と懇親会に参加をさせていただいて、改めて、こういういろんな国の方々がこの水俣あるいは熊本に集まられて外交会議をされるのが、ちょっとイメージは余りつかぬだったんですけれども、ああいうものに参加して、すばらしい会議が熊本で開催されたんだなということを改めて実感しました。

それで、ちょっとこれ、環境政策課のほうで把握しているかどうかはわかりませんが、1,000人以上の方が熊本に来られていると会議をされたということで、これ、大体これぐらいの規模の会議がやられると、どれぐらいの経済効果というのがあるのかどうか、その把握をされとったら、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○宮尾環境政策課長 ありがとうございます。

一般的なこういう国際コンベンションの場合のいわゆる推計の算式がございます。一応それに当てはめますと、済みません、ざくつとしたところではございますが、一応経済波及効果としては2億数千万ぐらいではないかなというふうに思っております。

ただ、私どももいろんなメディアの方々にも申し上げますのは、やっぱりこういう規模の会議が熊本であったのは恐らく初めてで、そういった意味では、経済波及効果もさることながら、そういった意味での熊本のコンベ

ンション機能とといいますか、そういう国際交流とか、あと、子供たちへの次の世代に渡す人材育成の部分で非常に大きな意義があったのではないかなというふうに、個人的ではございますが、感じております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 経済効果だけでなく、せっかく蒲島知事が、この水銀フリー宣言というふうなこと——これは世界で初めての宣言だと思いますけれども、されたということで、ぜひとも、経済効果、地域振興という部分以外でも、こういう情報を常に今後発信していくんだというふうなことについては多分認識されとると思いますけれども、ほかに何かそういう今後の取り組みというのがあれば、具体的に教えていただきたいと思いますが。

○宮尾環境政策課長 ありがとうございます。

今後のことではございますので、また当然予算的なものもセットになりますので、まだ検討の材料というところではございますが、引き続き、やはり情報発信を内外にやっていくということですか、もちろん県としての率先行動が何かできないかと。もちろんLED化というのも、その一つではあると思いますが、そういった県内での水銀の使用をさらに減らしていく、あるいは外に出さない、県外に出さないというような工夫ができないか等の検討を、今後引き続きやっていきたいと思っております。

○小早川宗弘委員 はい。頑張ってください。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 委員長に要望なんですけれども、水俣病の今度の感覚障害だけでの国の判断というのが出て、これはまだ内容がなかなかわかってないのであれでしょうけれども、これはもう大きなまた一つの事態を迎えたということでございますので、何か大きなあれがあったら、委員会でもまた特別に開いていただいて、せないかぬ問題じゃないかなと思いますので……。

○浦田祐三子委員長 はい、わかりました。
ほかにございませんか。

○東充美副委員長 世界ハンドボールがやっと熊本に決定しましたので、その辺でちょっと聞きたいのと、6カ国からノルウェーと2カ国になって、熊本に開催が決まり、今から16年前ですから1997年だったですね、男子の世界ハンドボールだったですかね、パークドームで行われまして、それ以来の今度は女子の世界大会なんですけれども、ことしは、海づくり大会やら、水銀大会やら、大きなイベントが熊本県であったんですけれども、そういう地ならしが今回できとったからいいかなと思うんですけれども、国府高校の竹原さんかな、招致活動、ロビー活動に行っておられると思うんですけれども、今熊本県の高校で県私立合わせてですけれども、このハンドボールのクラブといますか、部といますか、どのくらい学校ありますか。わかりますか。

○渡辺観光課長 ちょっと手持ちにございませんけれども、ただ、1つ言えるのは、ざっくりとした話で、1997年の世界男子ハンドボール選手権を開かれてから、熊本県のハンドボールの競技人口が——詳しい数字はちょっと手持ちにありませんけれども、相当伸びているという話を教育委員会から聞いております。

○東充美副委員長 伸びているんですね。

それで、世界の中で熊本が選ばれて、今度は、熊本の中で、うちで開催をやってくれというところの自治体がこれから出てくると思うんですけれども、こういう会場としてできるところというのは、熊本県内に何会場ぐらい大体ありますか。その辺わかりますか。

○渡辺観光課長 実は、プレゼンテーションのとき、一応10会場というふうな形でプレゼンをいたしております。通常の予選トーナメントですと2,000名以上の収容、それから準決勝以上ですと8,000名以上の収容というのが要件になっていまして、あと、移動時間もできるだけホテルから短くしてくださいという、そういうレギュレーションがございます。

10会場については、前回開催いたしましたパークドーム、あるいは今度はアクアドームもできていますし、グランメッセ、前回開かれました山鹿市の体育館、それから八代市の体育館等々が含まれた10カ所ぐらい。

これから、地元の自治体等からも試合会場に採用していただきたいという御要望もあるかと思いますが、いろいろお話を聞きながら決定していきたい、いろんな方の御意見を聞きながら決定していきたいと考えております。

○東充美副委員長 あと6年しかないけん、熊本県と熊本市とうまく連携していくようにお願いしときます。成功するように私たちも努力はせんといかぬですけれども、観光課長の渡辺さんのわかるところだけだったんですけれども、これから機運を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 では最後に、その他でございしますが、委員の先生方から何かございませんか。

○磯田毅委員 冒頭部長のほうから、水俣病の今度の審査会の判断というのが、県の判断とこれまで違っていたということであったわけなんですけれども、これまで1977年の判断基準というのが、1つの症状だけでいいというふうにとし最高裁の判決が出た中で、こういったものを1つの症状だけで認める場合もあるということが出たということは、これから先、恐らくそういう患者さん方の申請というのがこれからどうなるのかというのは、まだ予想とかなんかは——2日前のことですから、ちょっと何ですけれども、部長はどうお考えでしょうか。

○谷崎環境生活部長 今委員のほうからお話がありました基準について、改めて今回の裁判にこれまでの基準と違った判断が出されたというところがございしますが、今後の申請者の動向については、私のほうから申し上げられるものはありません。影響についても、今のところ全く想定はできませんけれども、一応今回についてはそういう裁判が出されたということで、我々としても今後の動向については注目したいと思っておりますし、見守っていきたいと思っております。

特に、その影響については今把握できているわけではございませんし、また、今後予想がつくものでもございませぬので、答弁はそのあたりにさせていただきたいと思います。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。よろしいでしょうか。

今御指摘のあった症状等については、まだ裁判書が参っておりませぬので、どういう内容かは申し上げるところではございませぬ。

また、今後のことにつきましては、最高裁判決において、症候の組み合わせが認められない場合についての総合的検討の重要性が指摘をされました。現在、その作業をやっているところでございますので、その辺、今後の作業を環境省がどのような具体化をしてくるのかということを見守りたいと思っております。

○磯田毅委員 これまで県が認定を棄却した中で、そういう2つ以上の症状が出ないのだめということで棄却した数というのは、どれくらいありますか。

○中山水俣病審査課長 個別のそれぞれの症状がどうであったかという統計はとっておりませんが、ただ、症候の組み合わせに合致しない場合について認定されたケースというのは、少なくとも4件はあるというふうには把握をしております。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませぬか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前10時55分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長